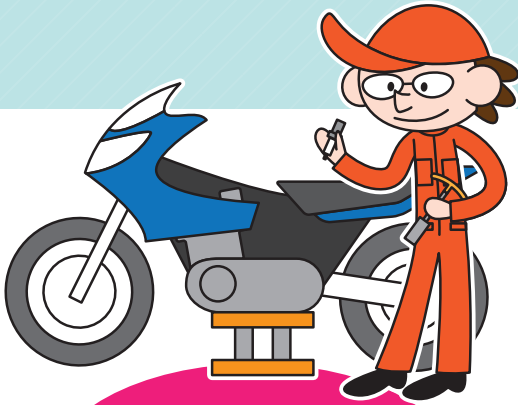


¥ 基本点検技術料

1年・2年点検

🏍️ 二輪車

※レンタルバイク除く



専門知識を有する
プロの整備士が、
お客様のバイクの状態を
定期点検項目に沿って
確実にチェック!

基本点検技術料とは、国で定める定期点検項目を点検し、バイクの健康状態をチェックするための料金です。

二輪車の定期点検項目

(令和6年3月現在)

1年点検: **35**項目

2年点検: **54**項目

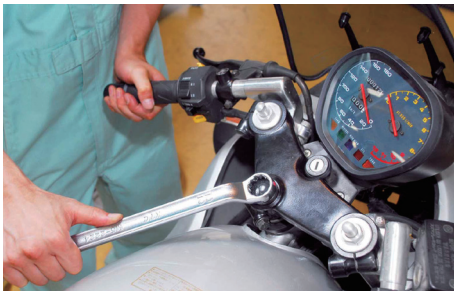
2年点検時は1年点検項目(35項目)と2年点検項目(19項目)を併せて実施。

※上記項目数は法令上の項目分けによりカウントしたものであり、カウントの方法により異なる場合があります。(点検内容は同一)
※車両の使用状況、装備等により、別途点検等が必要な場合があります。

各装置の定期点検項目一例

ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、「ステアリング・システムの取付状態」等を点検します。



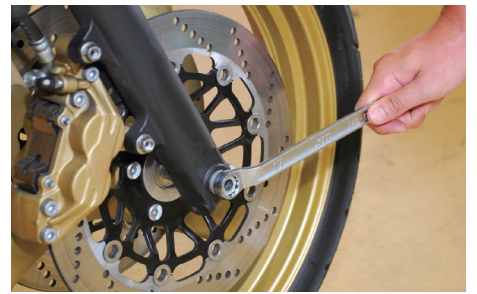
ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、「ブレーキ・ディスクの摩耗および損傷」等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落等を防止するため「ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み」等を点検します。



サスペンション

サスペンションの異音発生や走行安定性不良を防止するため、「連結部のがた、およびアームの損傷」等を点検します。



動力伝達装置

動力伝達不良を防止するため、「スプロケットの取付状態および摩耗」等を点検します。



電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため「点火プラグの状態」等を点検します。



エンジン

エンジンの焼き付け防止のため、「エンジンの油漏れ」等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

ブローバイガスの漏れによる大気汚染を防止するため、「ブローバイガス還元装置の配管の損傷」等を点検します。



定期点検は、愛車を常に健康な状態に保つために、有効な手段です。また、故障箇所を早期発見できるというメリットもあります。



¥ 整備技術料

定期点検時
一般整備時

二輪車



定期点検や故障診断などを実施した結果、お客様のバイクが国の定める保安基準に適合しない、もしくはその恐れがある場合、当該箇所を整備するため、または別途お客様から依頼のあった整備を実施するための技術料金です。

消耗品の交換は、定期点検時に一緒に行くと、後日あらためて作業を行うよりも、料金的にお得になる場合があります。



整備内容の一例

●ステアリング・ステム・ベアリング交換

整備前



ステアリングステムベアリングに錆が派生している状態（写真は車両から取外した状態）

交換作業



ステアリングステムベアリングを分解し、ベアリングを交換中

整備後



ステアリングステムベアリングが新品の状態（写真は車両への取付前の状態）

●エンジン・オイル交換

整備前



エンジン・オイルが汚れている状態

交換作業



新品のエンジン・オイルをエンジンに注入中

整備後



エンジン・オイルが新品の状態

●ブレーキ・キャリパ・オーバーホール

整備前



ブレーキ・キャリパのゴム部品が劣化し、液漏れしている状態

交換作業



ブレーキ・キャリパを分解清掃し、内部の部品を交換中

整備後



ブレーキ・キャリパから液漏れが無く、ゴム部品が新品の状態

●ドライブ・ベルト交換

整備前



ドライブ・ベルトにひび割れがある状態

交換作業



ドライブ・ベルトを交換中

整備後



ドライブ・ベルトが新品の状態

¥ 部品・油脂代

定期点検時
一般整備時

二輪車



点検して見つかった異常箇所を整備する場合や、お客様より依頼された整備を実施するなど、バイクを点検・整備するために必要な部品、油脂類の料金です。

自動車は数万点の部品から成り立っています。全ての部品、油脂を正常な状態に保つことにより、本来の性能を発揮することができます。



部品・油脂類の一例

エア・クリーナ・エレメント



エンジンが吸入する空気中のチリ等をろ過

ブレーキ・パッド



ブレーキ操作により車両を停止させるための摩擦材

ブレーキ・キャリパインナ・キット



ブレーキの油圧を保持し、ブレーキを効かせる

スパーク・プラグ・コード



スパーク・プラグで点火するための電力を点火装置から伝える

ステアリング・ステム・ベアリング



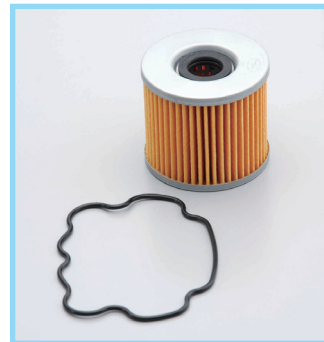
ハンドル軸受部の動きを滑らかにする

ドライブ・ベルト (スクーター等)



エンジン動力をホイールに伝える

エンジン・オイル・フィルタ



エンジン・オイル内の不純物をろ過

エンジン・オイル



エンジン内部を潤滑し、不純物からエンジンを保護

ブレーキ・フルード



ブレーキ操作力を油圧でブレーキ装置に伝える

クラッチ・シュー&ドラム (スクーター等)



エンジン動力を断続し、発進停止を可能にする

エンジン冷却水(LLC)



エンジンの熱を吸収してラジエータで放熱

パーツ・クリーナ

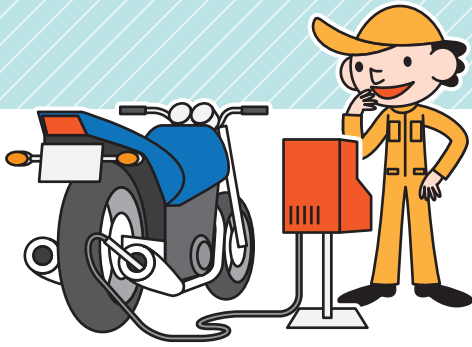


各部品の汚れを落とすための洗浄剤

¥ 保安確認検査料

車 検 時

二 輪 車



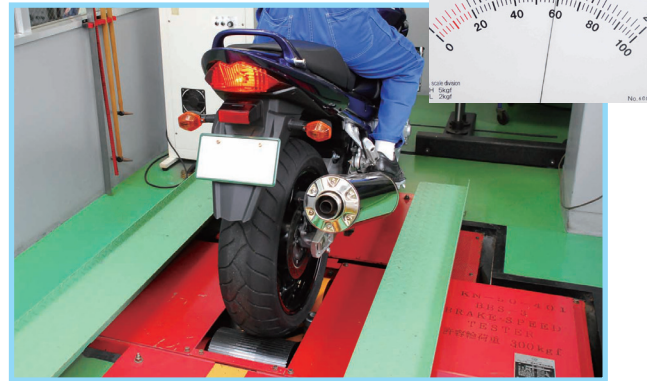
お客様のバイクが、国の定める保安基準に適合しているかを、各種検査機器等を使用して確認する最終チェックおよび車検証の記載事項と車両の同一性の確認等を行うための料金です。

主な検査内容

排気ガス測定



ブレーキ・テスト



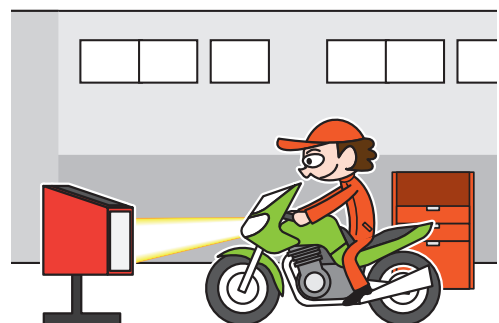
スピード・メータ・テスト



視認等による検査



ヘッド・ライト・テスト



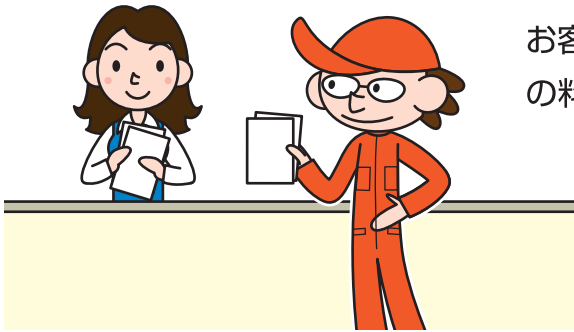
¥ 検査代行手数料

車 検 時

二 輪 車

持込検査

指定整備



お客様に代わって車検証(自動車検査証)の更新手続きを行うための料金です。

更新手続き

● 関係書類

- ・自動車検査証
- ・点検整備記録簿
- ・継続検査申請書
- ・自動車損害賠償責任保険証明書
- ・自動車重量税納付書
- ・自動車税納税証明書
(・保安基準適合証)



● 運輸支局等での手続き

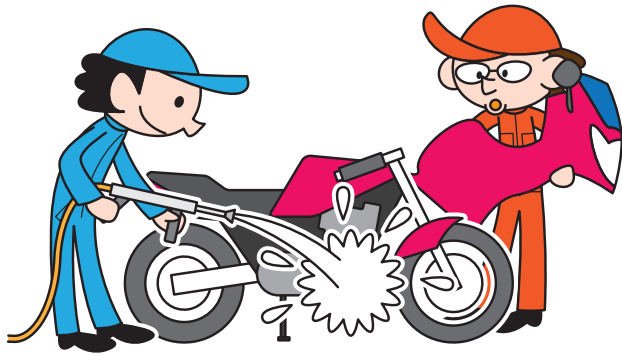




エンジン 下廻り洗浄料

定期点検時
一般整備時

 二 輪 車



より正確な点検および整備を実施するための準備として、エンジン、下廻り等の汚れを洗浄するための料金です。

洗浄作業例





登録・車検時諸費用

自動車重量税

新車登録時に国へ納める税金となります。

新車新規登録等時 自動車重量税税額表 (令和5年5月1日現在)(単位:円)

【乗用車】

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	自家用 3年					自家用 2年				
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				エコカー減免適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				エコカー減免適用なし
	免税	50%減	25%減	本則税率		免税	50%減	25%減	本則税率	
0.5トン以下	免税	3,700	5,600	7,500	12,300	免税	2,500	3,700	5,000	8,200
~1トン		7,500	11,200	15,000	24,600		5,000	7,500	10,000	16,400
~1.5トン		11,200	16,800	22,500	36,900		7,500	11,200	15,000	24,600
~2トン		15,000	22,500	30,000	49,200		10,000	15,000	20,000	32,800
~2.5トン		18,700	28,100	37,500	61,500		12,500	18,700	25,000	41,000
~3トン		22,500	33,700	45,000	73,800		15,000	22,500	30,000	49,200

区分 車両重量	事業用 1年				
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				エコカー減免適用なし
	免税	50%減	25%減	本則税率	
0.5トン以下	免税	1,200	1,800	2,500	2,600
~1トン		2,500	3,700	5,000	5,200
~1.5トン		3,700	5,600	7,500	7,800
~2トン		5,000	7,500	10,000	10,400
~2.5トン		6,200	9,300	12,500	13,000
~3トン		7,500	11,200	15,000	15,600

【検査対象軽自動車(二輪を除く)】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年						自家用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)					エコカー減免適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)					エコカー減免適用なし
免税	75%減	50%減	25%減	本則税率		免税	75%減	50%減	25%減	本則税率	
免税	1,800	3,700	5,600	7,500	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	6,600

事業用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)					エコカー減免適用なし
免税	75%減	50%減	25%減	本則税率	
免税	1,200	2,500	3,700	5,000	5,200

【検査対象外軽自動車】

(表中の税額単位:円)

二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
4,900	4,100	9,900	7,800

} エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

【小型二輪車】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年	自家用 2年	事業用 3年
5,700	3,800	4,500

} エコカー減税対象外



登録・車検時諸費用

自動車重量税

車検(継続検査)時に国へ納める税金となります。

継続検査等時



■ 次回自動車重量税額照会サービス

自動車検査証等に印字されている「車台番号」と「検査予定日」を入力することで、次回の車検（継続検査等）手続き時に必要となる自動車重量税額の照会が行えます。

● 登録車・小型二輪車

(国土交通省ホームページ)



<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>

● 軽自動車

(軽自動車検査協会ホームページ)



<https://www.kei-nextmvtt.jp/>



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（原動機付自転車以外：令和5年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和5年4月1日改定）
（原動機付自転車：令和6年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和6年4月1日改定）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率（単位：円）

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										34,100	31,920	29,690	7,440	
	自家用										12,050	11,530	11,010	5,740	
営業用乗用自動車 ※別表区分参照	A										84,050	78,100	72,020	11,290	
	B										67,180	62,500	57,720	9,990	
	C										51,570	48,060	44,490	8,790	
	D										35,230	32,960	30,650	7,530	
自家用乗用自動車					24,190	23,690	23,190	18,160	17,650	17,140	12,010	11,500	10,970	5,740	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						44,130	42,610	41,070	25,640	24,100	22,520	6,790	
		最大積載量が2トン以下のもの						31,120	30,110	29,090	18,810	17,790	16,740	6,260	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						32,030	30,980	29,920	19,290	18,230	17,140	6,300	
		最大積載量が2トン以下のもの						29,300	28,370	27,410	17,860	16,900	15,930	6,190	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							27,090	26,240	25,370	16,700	15,830	14,940	6,100	
	自家用							20,950	20,340	19,720	13,480	12,850	12,220	5,850	
小型二輪自動車					10,630	10,490	10,340	8,910	8,760	8,620	7,150	7,010	6,860	5,360	
軽自動車	検査対象車				24,010	23,520	23,020	18,040	17,540	17,030	11,950	11,440	10,920	5,740	
	検査対象外車	14,200	12,470		10,710				8,920			7,100			
原動機付自転車	一般原動機付自転車	13,310	11,760		10,170				8,560			6,910			
	特定小型原動機付自転車	12,040	10,730		9,400				8,040			6,650			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								8,840	8,700	8,550	7,120	6,970	6,830	5,360	
緊急自動車					8,660	8,570	8,480	7,560	7,470	7,380	6,450	6,350	6,260	5,310	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		26,180	22,150	18,380	18,040	17,690	14,200	13,850	13,490	9,930	9,570	9,210	5,580	
	(ロ) 小型二輪自動車		13,270	11,720	10,270	10,140	10,000	8,660	8,530	8,390	7,030	6,890	6,750	5,360	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,270	11,720	10,270	10,140	10,000	8,660	8,530	8,390	7,030	6,890	6,750	5,360	
		検査対象外車	13,200	11,660	10,230	10,100	9,970	8,640	8,510	8,370	7,020	6,890	6,750	5,370	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車							8,040	7,930	7,810	6,700	6,580	6,470	5,330	
	(ロ) 教習用自動車							8,040	7,930	7,810	6,700	6,580	6,470	5,330	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							20,580	19,980	19,370	13,280	12,670	12,050	5,840
		b 小型二輪自動車				14,470	14,230	13,990	11,530	11,290	11,030	8,530	8,280	8,020	5,470
		c 軽自動車	検査対象車						11,530	11,290	11,030	8,530	8,280	8,020	5,470
			検査対象外車	19,890	17,070		14,200			11,270			8,280		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車								5,440	5,430	5,420	5,330	5,320	5,320	5,230	
検査対象外けん引軽自動車		5,770	5,660		5,560			5,450			5,340				

※別表	A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
	B	北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪地域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸地域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
	C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
	D	個人タクシー

（注）大阪府とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、豊屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（原動機付自転車以外：令和5年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和5年4月1日改定）
（原動機付自転車：令和6年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和6年4月1日改定）

離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 (単位:円)

車種	保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									12,900	12,320	11,720	5,810		
	自家用									12,050	11,530	11,010	5,740		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									16,730	15,860	14,980	6,100		
	個人タクシー									16,730	15,860	14,980	6,100		
自家用乗用自動車				8,950	8,850	8,750	7,760	7,660	7,560	6,550	6,450	6,350	5,320		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの					18,810	18,290	17,750	12,350	11,810	11,260	5,770		
		最大積載量が2トン以下のもの					15,870	15,450	15,030	10,810	10,380	9,950	5,650		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの					18,810	18,290	17,750	12,350	11,810	11,260	5,770		
		最大積載量が2トン以下のもの					15,870	15,450	15,030	10,810	10,380	9,950	5,650		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用						9,760	9,580	9,400	7,600	7,420	7,240	5,400		
	自家用						9,710	9,530	9,350	7,570	7,390	7,210	5,400		
小型二輪自動車				7,080	7,030	6,980	6,490	6,440	6,390	5,880	5,830	5,780	5,270		
軽自動車	検査対象車			8,270	8,190	8,110	7,300	7,220	7,140	6,310	6,230	6,140	5,300		
	検査対象外車	6,900	6,580		6,250				5,920			5,580			
原動機付自転車	一般原動機付自転車	6,100	5,930		5,760			5,590			5,410				
	特定小型原動機付自転車	6,040	5,890		5,720			5,560			5,400				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							5,580	5,560	5,550	5,410	5,390	5,380	5,230		
緊急自動車				5,810	5,790	5,780	5,620	5,600	5,590	5,430	5,410	5,390	5,230		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		6,480	6,230	6,000	5,980	5,960	5,750	5,730	5,710	5,490	5,470	5,450	5,240	
	(ロ) 小型二輪自動車		6,350	6,130	5,920	5,900	5,890	5,700	5,680	5,660	5,470	5,450	5,430	5,230	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,350	6,130	5,920	5,900	5,890	5,700	5,680	5,660	5,470	5,450	5,430	5,230	
		検査対象外車	6,370	6,150	5,940	5,920	5,910	5,720	5,700	5,680	5,490	5,470	5,450	5,250	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車							5,460	5,450	5,440	5,340	5,330	5,320	5,230	
	(ロ) 教習用自動車							5,460	5,450	5,440	5,340	5,330	5,320	5,230	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）						6,730	6,670	6,610	6,010	5,950	5,890	5,280	
		b 小型二輪自動車				5,690	5,680	5,670	5,540	5,530	5,510	5,390	5,370	5,360	5,230
		c 軽自動車	検査対象車						5,540	5,530	5,510	5,390	5,370	5,360	5,230
			検査対象外車	5,820	5,700		5,590			5,470			5,350		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車							5,440	5,430	5,420	5,330	5,320	5,320	5,230		
検査対象外被けん引軽自動車		5,770	5,660		5,560			5,450			5,340				

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、
 橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（原動機付自転車以外：令和5年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和5年4月1日改定）
（原動機付自転車：令和6年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和6年4月1日改定）

沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率 (単位:円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										24,970	23,470	21,950	6,740
	自家用										12,050	11,530	11,010	5,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										48,020	44,790	41,490	8,510
	個人タクシー										35,230	32,960	30,650	7,530
自家用乗用自動車					12,450	12,260	12,070	10,150	9,960	9,760	7,800	7,610	7,410	5,420
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						15,430	15,030	14,630	10,580	10,170	9,760	5,630
		最大積載量が2トン以下のもの						15,430	15,030	14,630	10,580	10,170	9,760	5,630
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						15,430	15,030	14,630	10,580	10,170	9,760	5,630
		最大積載量が2トン以下のもの						15,430	15,030	14,630	10,580	10,170	9,760	5,630
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							11,410	11,170	10,920	8,460	8,220	7,970	5,470
	自家用							11,350	11,120	10,870	8,440	8,190	7,950	5,470
小型二輪自動車				5,740	5,730	5,720	5,580	5,560	5,550	5,400	5,390	5,380	5,230	
軽自動車	検査対象車			12,450	12,260	12,070	10,150	9,960	9,760	7,800	7,610	7,410	5,420	
	検査対象外車	6,150	5,970		5,790			5,610			5,420			
原動機付自転車	一般原動機付自転車	6,100	5,930		5,760			5,590			5,410			
	特定小型原動機付自転車	6,040	5,890		5,720			5,560			5,400			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							6,400	6,360	6,310	5,840	5,790	5,740	5,260	
緊急自動車				8,490	8,400	8,310	7,440	7,360	7,270	6,390	6,300	6,210	5,310	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,780	9,710	8,710	8,620	8,520	7,600	7,500	7,410	6,460	6,370	6,270	5,310
	(ロ) 小型二輪自動車		6,070	5,900	5,740	5,730	5,720	5,580	5,560	5,550	5,400	5,390	5,380	5,230
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,350	6,130	5,920	5,900	5,890	5,700	5,680	5,660	5,470	5,450	5,430	5,230
		検査対象外車	6,150	5,970	5,800	5,790	5,770	5,620	5,610	5,590	5,440	5,420	5,410	5,250
特種用途自動車	(イ) 霊さゆう自動車							7,010	6,940	6,870	6,160	6,090	6,020	5,290
	(ロ) 教習用自動車							7,010	6,940	6,870	6,160	6,090	6,020	5,290
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)						9,810	9,630	9,450	7,630	7,450	7,260	5,400
		b 小型二輪自動車			11,020	10,870	10,710	9,170	9,020	8,860	7,290	7,140	6,980	5,380
		c 軽自動車	検査対象車						9,170	9,020	8,860	7,290	7,140	6,980
検査対象外車	14,480		12,700		10,890			9,040			7,160			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								5,440	5,430	5,420	5,330	5,320	5,320	5,230
検査対象外被けん引軽自動車			5,770	5,660		5,560			5,450			5,340		

(注) 本表は、沖縄県のうち離島(沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なもの)以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（原動機付自転車以外：令和5年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和5年4月1日改定）
（原動機付自転車：令和6年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和6年4月1日改定）

沖縄県の離島地域に適用する基準料率（単位：円）

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										12,900	12,320	11,720	5,810	
	自家用										12,050	11,530	11,010	5,740	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										16,600	15,740	14,860	6,090	
	個人タクシー										16,600	15,740	14,860	6,090	
自家用乗用自動車					8,950	8,850	8,750	7,760	7,660	7,560	6,550	6,450	6,350	5,320	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						14,760	14,390	14,010	10,230	9,850	9,460	5,600	
		最大積載量が2トン以下のもの						14,250	13,900	13,540	9,960	9,600	9,230	5,580	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						14,760	14,390	14,010	10,230	9,850	9,460	5,600	
		最大積載量が2トン以下のもの						14,250	13,900	13,540	9,960	9,600	9,230	5,580	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							9,720	9,550	9,370	7,580	7,400	7,220	5,400	
	自家用							9,670	9,500	9,320	7,550	7,380	7,200	5,400	
小型二輪自動車				5,740	5,730	5,720	5,580	5,560	5,550	5,400	5,390	5,380	5,230		
軽自動車	検査対象車			6,570	6,530	6,490	6,140	6,100	6,060	5,700	5,660	5,620	5,250		
	検査対象外車	6,150	5,970		5,790			5,610			5,420				
原動機付自転車	一般原動機付自転車	6,100	5,930		5,760			5,590			5,410				
	特定小型原動機付自転車	6,040	5,890		5,720			5,560			5,400				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							5,580	5,560	5,550	5,410	5,390	5,380	5,230		
緊急自動車				5,810	5,790	5,780	5,620	5,600	5,590	5,430	5,410	5,390	5,230		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		6,480	6,230	6,000	5,980	5,960	5,750	5,730	5,710	5,490	5,470	5,450	5,240	
	(ロ) 小型二輪自動車		6,070	5,900	5,740	5,730	5,720	5,580	5,560	5,550	5,400	5,390	5,380	5,230	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,250	6,050	5,860	5,850	5,830	5,660	5,640	5,620	5,450	5,430	5,410	5,230	
		検査対象外車	6,140	5,960	5,800	5,780	5,770	5,620	5,600	5,590	5,440	5,420	5,410	5,250	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車							5,460	5,450	5,440	5,340	5,330	5,320	5,230	
	(ロ) 教習用自動車							5,460	5,450	5,440	5,340	5,330	5,320	5,230	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							5,930	5,900	5,870	5,590	5,560	5,530	5,250
		b 小型二輪自動車				5,690	5,680	5,670	5,540	5,530	5,510	5,390	5,370	5,360	5,230
		c 軽自動車	検査対象車						5,540	5,530	5,510	5,390	5,370	5,360	5,230
			検査対象外車	5,820	5,700		5,590			5,470			5,350		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								5,440	5,430	5,420	5,330	5,320	5,320	5,230	
検査対象外被けん引軽自動車		5,770	5,660		5,560			5,450			5,340				

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、
 橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。



登録・車検時諸費用

検査・登録申請手数料 (窓口申請)

自動車の検査・登録の申請を行い、自動車検査証の交付・更新を受けるために、国や自動車検査独立行政法人へ納める手数料となります。

■登録申請手数料(一両につき)

	窓口申請
新規登録 (新車・中古車)	1,300 円
移転登録	700 円
変更登録	500 円
抹消登録	500 円

■検査にかかる手数料(一両につき)

【新規検査】

		窓口申請
完成検査終了証の 提出がある自動車	普通・小型	2,400 円
	軽	2,400 円
	小型二輪	1,800 円
中古車で保安基準適合証の 提出がある自動車	普通・小型	2,000 円
	軽	2,000 円
	小型二輪	1,600 円

【継続検査】

		窓口申請
保安基準適合証の 提出がある自動車	普通・小型	2,100 円
	軽	2,100 円
	小型二輪	1,500 円

【構造等変更検査】

	窓口申請
普通自動車	2,900 円
小型自動車	2,800 円
軽自動車	2,800 円
小型二輪	2,400 円



(注) 令和8年4月現在